

○日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会規程

平成 21 年 11 月 1 日

規程第 13 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会（以下「委員会」という。）は、「日本社会事業大学研究倫理規範」の趣旨に則り、学校法人日本社会事業大学社会事業研究所（以下「研究所」という。）の所員及び日本社会事業大学大学院の学生（以下「所員等」という。）の研究活動に当たって研究倫理の確保を図ることを目的として設置する。

(構成)

第 2 条 研究所に委員会を置く。

2 委員会は、委員長及び委員 6 名によって構成する。

3 委員のうち、社会事業研究所長（以下「所長」という。）が指名する外部の者 2 名以内を置くことができる。

4 委員の中から副委員長を置くことができる。

5 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(委員の任命)

第 3 条 委員長・副委員長及び委員は、所長が任命し、研究所運営委員会の承認を受ける。

(委員の任期)

第 4 条 委員長及び委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(委員会の職務)

第 5 条 委員会の職務は、次のとおりとする。

(1) 申請された研究事業等に係る倫理的事項の審査判定

(2) 研究活動における倫理に関する情報収集及び調査検討を行うこと。

(守秘義務)

第 6 条 委員会の構成員は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(議事及び議決)

第 7 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、緊急の場合等委員長が認める場合はこの限りでない。

第2章 審査判定

(審査の対象)

第8条 所員等は、自らの責任で行う研究活動（研究代表者又は責任者として行う場合には共同研究を含む。ただし、外部団体において、その団体の責任のもとに行われる場合を除く。）のうち、次のような研究であって、当該研究を遂行するに当たって倫理的問題が生じるおそれのある場合には予め第5条第1号に規定する審査判定を受けなければならない。

- (1) 臨床研究（特定の人への身体的心理的な直接的介入を伴う研究）
- (2) 調査研究（質問紙調査、聞き取り、観察等個人や集団の情報を扱う研究）
- (3) 既存の記録・資料等に基づく研究（ケース記録、業務資料等公開されていない情報を扱う研究）
- (4) その他倫理的問題を生じるおそれのある研究

(申請及び審査)

第9条 審査の対象となる調査研究を行おうとする所員等は、所長に対し、倫理審査の申請を行うものとする。

- 2 所長は、前項の申請があったときは速やかに委員会に審査を付託し、判定を求めなくてはならない。
- 3 委員会は、前項により付託された事項について別表の審査基準及び別に定める審査判定手続きに基づき審査判定を行う。
- 4 委員は、自らが関与している研究倫理の審査に加わるできない。

(審査判定結果の確定)

第10条 委員会の審査判定結果は、委員長が所長に報告する。

- 2 審査判定結果は、所長の承認をもって確定する。
- 3 所長は、前項の審査判定結果について、申請を行った所員に対し通知する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に「学校法人日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会規程」（平成15年11月10日 規程第2号）第3条に基づき任命されている委員はこの規程第3条に基づき任命されたものとみなす。
- 3 「学校法人日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会規程」（平成15年11月10日 規程第2号）は、廃止する。

- 4 この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 7 この改正規定は、平成31年4月1日から施行し、同年3月1日から摘要する。

別表（研究事業等審査基準）

研究倫理委員会は、下記の事項について、十分な予測や対策等の検討が行われているかどうかについて審査し、研究の意義目的に照らし総合的に判断する。
<ol style="list-style-type: none">1 身体的な危害又は不利益について2 心理的な危害又は不利益について3 社会的な不利益について4 研究・調査についての説明及び同意について5 プライバシーの保護について6 名簿、データ等の保存管理及び廃棄について